### 地域自治組織・自主活動による子育て支援の推進

南部町では地方分権を行政だけに留めることなく、住民自身がその地域の主体として町づくりに関わり決定していく、そんな力をもった地域自治組織づくりを進めて行きます。地域自治組織の活動の一つに、子育て支援・青少年の健全育成・子ども会の育成が含まれます。

子育てサークルは、会見地区に「かきっこCULB」、西伯地区に「にじいろポケット」があり、毎月の活動を行っています。これらは自主的な運営をしており、会員同士で子育て支援を行っています。しかし、会員だけではできない部分については、地域自治組織で補いながら活動を進めて行きます。また、その他には子育てボランティア「さくらんぼ」があり、ふたご家族のサークル「ぐりとぐら」が立ち上がりました。この同好会についても自主運営と、会員同士の子育て支援につながるよう支援していきます。

同好会の支援・講演会などの開催と、子育てひろばや保育園等に手作りおもちゃを寄付するなどの子育て支援に関する自主活動を行っており、地域住民による組織や自主活動が活発になるよう支援します。

学校週5日制により、子どもが家で過ごす時間が多くなっています。子どもたちが地域の中で多くの人と関わりを持ち、様々な体験や活動を通じのびのびと育っていけるよう、地域の組織や人々を活用して、児童の健全育成を進めていく必要があります。

#### 子どもの自主的活動の場づくりの推進

土・日における子どもの居場所づくりとして、「将棋クラブ」・「囲碁クラブ」などがありますが、今後も子どもの居場所づくりを進めます。また、子ども会やスポーツ少年団など、子どもの自主的活動の場づくりを進めます。

# 自立心を養い生活周期の定着を図る取り組みの推進

自立心を養い生活周期の定着を目的に、子どもの宿泊通学体験を実施し、日頃の生活を見直 し、規則正しい生活が送れるための取り組みを進めます。

#### 地域の人的資源を活用した昔遊びの伝承と体力・仲間づくりの推進

近年の子どもたちは、自分たちで遊びを創造したり、遊び方を見つけたり知ったりする機会がほとんど無く、与えられた道具や機械を頼ってしまう子どもが多いようです。自然の中で遊び・学ぶ、そして、昔の遊びを教え伝えていくことなど、自然と地域の人と人とのつながりが重要となっています。

遊びの伝承と、体力・仲間づくりを目的に、地域を支える人たちとの交流をしながら子どもたちの自主活動の場を作ります。また、社会福祉協議会と協力し、スポーツを通じて心身を鍛え、体力・仲間づくりを行うとともに社会性を養います。また、家庭の中だけでは経験できないこと、人と人との関わりの大切さなどを体験し取得できるよう進めます。

## 福祉の心を育て、社会福祉活動意欲を高める事業の推進

福祉体験を通じて福祉への理解を深め、福祉への心を育てる取り組みと、社会福祉を実践できる体制への取り組みとして、「クリーンウオーク」等の社会福祉奉仕活動体験及びホームヘルパー養成を行います。人や地域に思いやりの心を育む事業を進めます。

#### 地域の高齢者等が参画した世代間交流の推進

子どもたちや高齢者など、様々な人々や社会福祉活動とふれあいながら世代間交流を深めていくことが必要となってきています。また、親子のふれあいの場を提供するとともに、子どもたちに楽しみの場・世代間交流の場を提供します。

町民それぞれが、地域のきずなづくりに対する意識や認識を高め、地域を構成する一員であることの自覚を持ち、地域福祉の担い手として、地域社会の活動に積極的かつ主体的に参加する役割が求められています。行政は、地域福祉の向上を目指し、総合的に進める責務があります。

地域住民をはじめ、関係機関等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力し、要望の把握と地域の特性に配慮した施策の実現に努めていきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を進める中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画、及び普及や助成など、地域に密着した地域福祉を進め、「ボランティアセンター事業」「ふれあいのまちづくり事業」「あいのわ銀行や地域福祉委員」など地域福祉活動への重要な役割を担っています。

社会福祉協議会と行政は、地域の福祉課題や地域福祉推進の方向性を共有し、協働して取り 組みます。

社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」に基づき、計画実現の支援と、内容を住民福祉に反映させるなど相互に連携していくことが期待されます。

本格的な少子高齢化社会が到来した今日、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は 弱体化しているといえます。地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変 化し、家庭内暴力・虐待・引きこもり等が新たな社会問題となっています。

健康面においても、急激な高齢化・生活習慣病の増加などを背景に、健康の保持・増進の重要性が増しています。保健福祉行政の取り組みは、国の制度的な枠組みを基本としたものから、地域の固有性に配慮したものへと重心が移行してきています。

平成12年6月に社会福祉事業法が大幅に改正され、社会福祉法として施行されました。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」(社会福祉法第4条)を社会福祉の基本理念とし、社会福祉法第107条での定めにより地域福祉計画を策定します。

地域福祉とは、地域を構成する者(住民・行政・各種事業所・ボランティア等)がつながりを大切にしてお互いに協力し補い合い、住む町を良くする為にそれぞれが出来ることを行うことを指し、 生活上の不便や悩みを話し合い、お互いに手を貸し、気遣ったりすることから始まります。